

新潟市公共施設予約システムの利用に関する要綱

平成 28 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は，新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 18 年新潟市規則第 66 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は，規則第 2 条に定めるところによる。

(施設)

第 3 条 規則第 2 条（2）に規定する市長が指定する施設は，別表第 1 のとおりとする。

(利用者登録の対象者)

第 4 条 規則第 3 条に規定する施設ごとに市長が別に定める利用者登録を受けることができるものは，別表第 2 のとおりとする。

(利用者登録の申請の方法)

第 5 条 規則第 4 条第 2 項に規定する施設ごとに市長が別に定める利用者登録の申請の方法は，別表第 3 のとおりとする。

(利用者登録の通知)

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する施設ごとに市長が別に定める当該申請者への通知は，別表第 4 のとおりとする。

(利用者登録の有効期間)

第7条 規則第5条第2項に規定する申請者が利用しようとする施設ごとに市長が別に定める利用者登録の有効期間は、別表第5のとおりとする。

(登録事項の変更)

第8条 規則第7条に規定する施設ごとに市長が別に定める方法は、別表第6のとおりとする。

(利用者登録の廃止)

第9条 規則第8条に規定する施設ごとに市長が別に定める方法は、別表第7のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

施設区分	施設
スポーツ施設	新潟市豊栄総合体育館，新潟市北地区スポーツセンター，新潟市豊栄武道館，新潟市濁川運動広場，新潟市豊栄木崎野球場，新潟市東総合スポーツセンター，新潟市中地区運動広場，新潟市庭球場，新潟市鳥屋野総合体育館，新潟市体育館，新潟市陸上競技場，新潟市山二ツ運動広場，新潟市亀田総合体育館，新潟市横越総合体育館，新潟市横越体育センター，新潟市秋葉区総合体育館，新潟市新津地域学園，新潟市新津 B & G 海洋センター，新潟市小須戸体育館，新潟市新津武道館，新潟市小須戸武道館，新潟市新津金屋運動広場，新潟市新津東部運動広場，新潟市小須戸運動広場，新潟市新津東町庭球場，新潟市味方体育館，新潟市白根野球場，新潟市味方野球場，新潟市月潟野球場，新潟市味方テニスコート，新潟市月潟テニス場，新潟市西総合スポーツセンター，新潟市黒埼地区総合体育館，新潟市黒埼地区野球場，新潟市西川総合体育館，新潟市巻体育館，新潟市岩室体育館，新潟市西川体育センター，新潟市中之口体育館，新潟市漆山グラウンド，新潟市岩室野球場，新潟市西川野球場，新潟市中之口野球場，新潟市スポーツパーク西川，新潟市岩室緑地広場テニスコート，新潟市中之口テニスコート，新潟市潟東サルビアサッカー場，新潟市南浜運動広場，新潟市市之瀬運動広場，新潟市漆山体育館，新潟市わなみ運動広場，鳥屋野運動公園，西海岸公園，阿賀野川河川公園，津島屋公園，寺尾中央公園，流通公園，善久河川敷公園，寺地河川敷公園，白根総合公園，豊栄南運動公園，阿賀野川公園，かわね公園，阿賀野川ふれあい公園，みどりと森の運動公園，太夫浜運動公園，雁巻緑地公園，城山運動公園，阿賀野川フラワー

	ライン
公民館	新潟市中央公民館，新潟市豊栄地区公民館，新潟市北地区公民館，新潟市中地区公民館，新潟市石山地区公民館，新潟市鳥屋野地区公民館，新潟市東地区公民館，新潟市関屋地区公民館，新潟市亀田地区公民館，新潟市曾野木地区公民館，新潟市横越地区公民館，新潟市新津地区公民館，新潟市白根地区公民館，新潟市味方地区公民館，新潟市月潟地区公民館，新潟市坂井輪地区公民館，新潟市西地区公民館，新潟市黒埼地区公民館，新潟市小針青山公民館，新潟市巻地区公民館，新潟市岩室地区公民館，新潟市西川地区公民館，新潟市潟東地区公民館，新潟市中之口地区公民館，新潟市濁川公民館，新潟市南浜公民館，新潟市木戸公民館，新潟市両川公民館，新潟市味方公民館，新潟市西白根公民館，新潟市七穂公民館，新潟市赤塚公民館，新潟市中野小屋公民館，新潟市黒埼北部公民館，新潟市黒埼南部公民館，新潟市漆山公民館，新潟市峰岡公民館，新潟市巻ふるさと会館，新潟市巻やすらぎ会館，新潟市間瀬公民館
新潟国際友好会館	新潟国際友好会館
生涯学習施設	新潟市生涯学習センター，新潟市亀田市民会館，新潟市新津地域学園，新潟市白根学習館，新潟市西新潟市民会館，新潟市黒埼市民会館，新潟市潟東ゆう学館，新潟市西川学習館
文化施設	新潟市北区文化会館，新潟市民芸術文化会館，新潟市音楽文化会館，新潟県民会館，新潟市江南区文化会館，新潟市秋葉区文化会館，新潟市巻文化会館
新潟市東区プラザ	新潟市東区プラザ
図書館	新潟市立中央図書館，新潟市立新津図書館
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	新潟市芸術創造村・国際青少年センター

農村環境改善センター	横越農村環境改善センター、月潟農村環境改善センター、黒埼農村環境改善センター、岩室農村環境改善センター、巻農村環境改善センター
------------	---

別表第 2（第 4 条関係）

施設	利用者登録を受けることができるもの
スポーツ施設各施設	18 歳以上（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在籍するものを除く。）で、スポーツ施設各施設において利用者登録を受けていない個人。ただし、市内に居住し、勤務し、又は通学する者に限る。
公民館各施設	新潟市公民館条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 20 号）第 4 条の 2 第 2 項に規定する登録を受けた団体。
新潟国際友好会館	新潟国際友好会館条例施行規則（平成 16 年規則第 43 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する登録を受けた団体。
生涯学習施設各施設	生涯学習施設各施設，文化施設各施設（新潟県民会館及び新潟市巻文化会館を除く。以下同じ。），新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターのいずれの施設においても利用者登録を受けていない個人又は団体。
文化施設各施設	生涯学習施設各施設，文化施設各施設，新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターのいずれの施設においても利用者登録を受けていない個人又は団体。
新潟市東区プラザ	生涯学習施設各施設，文化施設各施設，新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターのいずれの施設においても利用者登録を受けていない個人又は団体。

図書館各施設	新潟市立図書館条例施行規則（平成１９年教育委員会規則第２５号）第１３条第２項に規定する登録を受けた団体。
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	生涯学習施設各施設，文化施設各施設，新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターのいずれの施設においても利用者登録を受けていない個人又は団体。
農村環境改善センター	農村環境改善センターを利用する個人又は団体。

別表第３（第５条関係）

施設	利用者登録の申請の方法
スポーツ施設各施設	施設予約システムにより，市長に申請を行った後，次に掲げる施設で，申請者の運転免許証，旅券その他の身分を証明するものを提示するものとする。 （１）新潟市豊栄総合体育館 （２）新潟市北地区スポーツセンター （３）新潟市東総合スポーツセンター （４）新潟市庭球場 （５）新潟市下山スポーツセンター （６）新潟市鳥屋野総合体育館 （７）新潟市体育館 （８）新潟市陸上競技場 （９）新潟市亀田総合体育館 （１０）新潟市横越総合体育館 （１１）新潟市秋葉区総合体育館 （１２）新潟市新津地域学園 （１３）新潟市新津Ｂ＆Ｇ海洋センター （１４）新潟市小須戸武道館 （１５）新潟市新津金屋運動広場 （１６）新潟市味方体育館

	(1 7) 新潟市西総合スポーツセンター (1 8) 新潟市黒埼地区総合体育館 (1 9) 新潟市西川総合体育館 (2 0) 新潟市岩室体育館 (2 1) 新潟市西川体育センター (2 2) 新潟市中之口体育館 (2 3) 新潟市スポーツパーク西川 (2 4) 新潟市潟東サルビアサッカー場 (2 5) みどりと森の運動公園 (2 6) 城山運動公園 (2 7) 新潟市荻川コミュニティセンター (2 8) 新潟市小須戸地区ふれあい会館 (2 9) 白根総合公園白根カルチャーセンター (3 0) 新潟市巻文化会館 (3 1) 西蒲区役所地域総務課
公民館各施設	新潟市公民館条例施行規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する申請書の提出をもって、利用者登録の申請があったものとみなす。ただし、申請者が利用者登録を希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。
新潟国際友好会館	新潟国際友好会館条例施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する申請書の提出をもって、利用者登録の申請があったものとみなす。ただし、申請者が利用者登録を希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。
生涯学習施設各施設	別記様式第 1 号による利用者登録申請書を市長に提出し、申請者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示するものとする。
文化施設各施設	別記様式第 1 号による利用者登録申請書を市長に提出し、申請者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示す

	るものとする。
新潟市東区プラザ	別記様式第 1 号による利用者登録申請書を市長に提出し、申請者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示するものとする。
図書館各施設	新潟市立図書館条例施行規則第 1 3 条第 1 項に規定する申請書の提出をもって、利用者登録の申請があったものとみなす。ただし、申請者が利用者登録を希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	別記様式第 1 号による利用者登録申請書を市長に提出し、申請者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示するものとする。
農村環境改善センター	別記様式第 1 号による利用者登録申請書を市長に提出し、申請者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示するものとする。

別表第 4（第 6 条関係）

施設	申請者への通知
スポーツ施設各施設	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。ただし、口頭による通知をもって利用者登録通知書の交付に代えることができる。
公民館各施設	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。
新潟国際友好会館	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。
生涯学習施設各施設	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。
文化施設各施設	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。

	とする。
新潟市東区プラザ	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。
図書館各施設	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。
農村環境改善センター	別記様式第 2 号による利用者登録通知書を交付するものとする。

別表第 5（第 7 条関係）

施設	利用者登録の有効期間
スポーツ施設各施設	利用者登録を受けた日又は登録者が施設予約システムに最後にログインした日のいずれか遅い日から起算して 3 年を経過する日まで。
公民館各施設	新潟市公民館条例施行規則第 4 条の 2 第 2 項に規定する利用者の登録を受けている期間と同じ。
新潟国際友好会館	新潟国際友好会館条例施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定する利用者の登録を受けている期間と同じ。
生涯学習施設各施設	利用者登録を受けた日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日まで。
文化施設各施設	利用者登録を受けた日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日まで。
新潟市東区プラザ	利用者登録を受けた日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日まで。
図書館各施設	利用者登録を受けた日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日まで。
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	利用者登録を受けた日から起算して 2 年を経過する日の属する年度の末日まで。
農村環境改善センター	利用者登録を受けた日又は登録者が施設予約システムに

	最後にログインした日のいずれか遅い日から起算して3年を経過する日まで。
--	-------------------------------------

別表第6（第8条関係）

施設	登録事項の変更方法
スポーツ施設各施設	別表第3に掲げる（1）から（31）までのいずれかの施設で、登録者の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
公民館各施設	新潟市公民館条例施行規則第4条の2第3項に規定する届け出をもって、登録事項の変更の届け出があったものとみなす。
新潟国際友好会館	新潟国際友好会館条例施行規則第1条の2第3項に規定する届け出をもって、登録事項の変更の届け出があったものとみなす。
生涯学習施設各施設	生涯学習施設各施設、文化施設各施設、新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターで、登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
文化施設各施設	生涯学習施設各施設、文化施設各施設、新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターで、登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
新潟市東区プラザ	生涯学習施設各施設、文化施設各施設、新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターで、登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
図書館各施設	新潟市立図書館条例施行規則第13条第3項に規定する

	届け出をもって、登録事項の変更の届け出があったものとみなす。
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	生涯学習施設各施設、文化施設各施設、新潟市東区プラザ又は新潟市芸術創造村・国際青少年センターで、登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
農村環境改善センター	登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。

別表第 7（第 9 条関係）

施設	利用者登録の廃止方法
スポーツ施設各施設	別表第 3 に掲げる（１）から（３１）までのいずれかの施設で、登録者の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
公民館各施設	団体の代表者の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
新潟国際友好会館	団体の代表者の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
生涯学習施設各施設	登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
文化施設各施設	登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
新潟市東区プラザ	登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。
図書館各施設	団体の代表者の運転免許証、旅券その他の身分を証明す

	るものを提示し，市長に届け出るものとする。
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証，旅券その他の身分を証明するものを提示し，市長に届け出るものとする。
農村環境改善センター	登録者（団体にあつては代表者又は連絡者）の運転免許証、旅券その他の身分を証明するものを提示し、市長に届け出るものとする。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

新潟市公共施設予約システム利用者登録申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

次のとおり利用者登録を受けたいので申請します。

個人・団体		☐ 個人 ・ ☐ 団体		
ふりがな				
氏名又は 団体名				
ふりがな				
(団体の場合) 代表者氏名				
住 所		〒		
電話番号			F A X	
(団体の場合) 連絡者	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	〒		
	電話番号		F A X	
主な活動内容				
営利利用の有無		☐ 営利利用なし ・ ☐ 営利利用あり		
備 考				

注 該当する項目の□にレ印をつけてください。

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

新潟市公共施設予約システム利用者登録通知書

年 月 日

様

新 潟 市 長

次のとおり利用者登録を行ったので通知します。

利用者登録番号	
有効期間	年 月 日まで